

幕別町アルコ236条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町アルコ236条例 (平成17年 9 月26日 条例第102号) 第 1 条～第 6 条 略 (使用料) 第 7 条 使用者は、別表第 1 から別表第 3 までに定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、町長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 第 8 条～第11条 略 (利用料金) 第12条 町長は、適当と認めるときは、指定管理者に、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の 2 第 8 項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 3 前項に規定する利用料金の額は、別表の定めによる使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。	○幕別町アルコ236条例 (平成17年 9 月26日 条例第102号) 第 1 条～第 6 条 略 (使用料) 第 7 条 使用者は、別表第 1 から別表第 3 までに定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、町長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 第 8 条～第11条 略 (利用料金) 第12条 町長は、適当と認めるときは、指定管理者に、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の 2 第 8 項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 3 前項に規定する利用料金の額は、別表の定めによる使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

現 行 条 例	改 正 条 例																																																																								
4 使用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。	4 使用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。																																																																								
第13条～第20条 略	第13条～第20条 略																																																																								
別表第 1 （第 7 条関係） 宿泊料（1 人 1 泊につき）	別表第 1 （第 7 条関係） 宿泊料（1 人 1 泊につき）																																																																								
<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="6">町民</td><td rowspan="2">洋室</td><td>大人</td><td>9,600円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>7,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">和室</td><td>大人</td><td>9,600円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>7,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">和洋室</td><td>大人</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>8,800円</td></tr><tr><td rowspan="6">町民以外</td><td rowspan="2">洋室</td><td>大人</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>9,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">和室</td><td>大人</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>9,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">和洋室</td><td>大人</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>11,000円</td></tr></table>	区分			使用料	町民	洋室	大人	9,600円	小学生	7,200円	和室	大人	9,600円	小学生	7,200円	和洋室	大人	12,000円	小学生	8,800円	町民以外	洋室	大人	12,000円	小学生	9,000円	和室	大人	12,000円	小学生	9,000円	和洋室	大人	15,000円	小学生	11,000円	<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="6">町民</td><td rowspan="2">洋室</td><td>大人</td><td>14,400円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>10,800円</td></tr><tr><td rowspan="2">和室</td><td>大人</td><td>14,400円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>10,800円</td></tr><tr><td rowspan="2">和洋室</td><td>大人</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>13,200円</td></tr><tr><td rowspan="6">町民以外</td><td rowspan="2">洋室</td><td>大人</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>13,500円</td></tr><tr><td rowspan="2">和室</td><td>大人</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>13,500円</td></tr><tr><td rowspan="2">和洋室</td><td>大人</td><td>22,500円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>16,500円</td></tr></table>	区分			使用料	町民	洋室	大人	14,400円	小学生	10,800円	和室	大人	14,400円	小学生	10,800円	和洋室	大人	18,000円	小学生	13,200円	町民以外	洋室	大人	18,000円	小学生	13,500円	和室	大人	18,000円	小学生	13,500円	和洋室	大人	22,500円	小学生	16,500円
区分			使用料																																																																						
町民	洋室	大人	9,600円																																																																						
		小学生	7,200円																																																																						
	和室	大人	9,600円																																																																						
		小学生	7,200円																																																																						
	和洋室	大人	12,000円																																																																						
		小学生	8,800円																																																																						
町民以外	洋室	大人	12,000円																																																																						
		小学生	9,000円																																																																						
	和室	大人	12,000円																																																																						
		小学生	9,000円																																																																						
	和洋室	大人	15,000円																																																																						
		小学生	11,000円																																																																						
区分			使用料																																																																						
町民	洋室	大人	14,400円																																																																						
		小学生	10,800円																																																																						
	和室	大人	14,400円																																																																						
		小学生	10,800円																																																																						
	和洋室	大人	18,000円																																																																						
		小学生	13,200円																																																																						
町民以外	洋室	大人	18,000円																																																																						
		小学生	13,500円																																																																						
	和室	大人	18,000円																																																																						
		小学生	13,500円																																																																						
	和洋室	大人	22,500円																																																																						
		小学生	16,500円																																																																						
備考 1 大人とは、中学生以上の者をいう。 2 小学校就学前の者の宿泊料は、無料とする。ただし、独立して寝具を使用する場合にあっては、1 夜につき寝具代2,000円を徴する。	備考 1 大人とは、中学生以上の者をいう。 2 小学校就学前の者の宿泊料は、無料とする。ただし、独立して寝具を使用する場合にあっては、1 夜につき寝具代2,000円を徴する。																																																																								

現 行 条 例	改 正 条 例																														
3 宿泊料には、食事料を含まないものとする。 4 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として1人につき300円を当該宿泊料に加算する。 5 時間を超えて客室を使用する場合は、宿泊超過料を別表第2の貸室料に準じて当該宿泊料に加算する。 6 宿泊料、寝具代及び暖房料には、別途、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方消費税を加算する。 7 使用者は、使用料とは別に北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）に基づく宿泊税を納めるものとする。	3 宿泊料には、食事料を含まないものとする。 4 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として1人につき300円を当該宿泊料に加算する。 5 時間を超えて客室を使用する場合は、宿泊超過料を別表第2の貸室料に準じて当該宿泊料に加算する。 6 宿泊料、寝具代及び暖房料には、別途、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方消費税を加算する。 7 使用者は、使用料とは別に北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）に基づく宿泊税を納めるものとする。																														
別表第2 略	別表第2 略																														
別表第3（第7条関係） 入浴料	別表第3（第7条関係） 入浴料																														
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>料金</th><th>摘要</th></tr><tr><td rowspan="2">町民</td><td>大人</td><td>400円</td><td rowspan="4">宿泊を伴わない場合</td></tr><tr><td>小学生</td><td>200円</td></tr><tr><td rowspan="2">町民以外</td><td>大人</td><td>600円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>300円</td></tr></table>	区分		料金	摘要	町民	大人	400円	宿泊を伴わない場合	小学生	200円	町民以外	大人	600円	小学生	300円	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>料金</th><th>摘要</th></tr><tr><td rowspan="2">町民</td><td>大人</td><td>500円</td><td rowspan="4">宿泊を伴わない場合</td></tr><tr><td>小学生</td><td>250円</td></tr><tr><td rowspan="2">町民以外</td><td>大人</td><td>700円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>350円</td></tr></table>	区分		料金	摘要	町民	大人	500円	宿泊を伴わない場合	小学生	250円	町民以外	大人	700円	小学生	350円
区分		料金	摘要																												
町民	大人	400円	宿泊を伴わない場合																												
	小学生	200円																													
町民以外	大人	600円																													
	小学生	300円																													
区分		料金	摘要																												
町民	大人	500円	宿泊を伴わない場合																												
	小学生	250円																													
町民以外	大人	700円																													
	小学生	350円																													
備考	備考																														
1 大人とは、中学生以上の者をいう。 2 小学校就学前の者の入浴料は、無料とする。	1 大人とは、中学生以上の者をいう。 2 小学校就学前の者の入浴料は、無料とする。																														